

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
1	要求水準書	9	第1	3	3.7				事業範囲	※1 「任意」の施設については、配置を提案するものとする。提案に基づく配置替えに伴う解体・撤去費、土木費等も市が設定した上限金額の範囲内で市が負担する」と記載があるが具体的な上限金額をご教示下さい。	「等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）」第3章5定量的評価について に市が想定した設計・建設費の総額の目安を示しています。 なお、具体的な上限金額は示しません。
2	要求水準書	12	第1	3	3.8	3.8.6			その他	『「第10建設業務に関する要求水準」のP.128/2.5「什器・備品等の移転支援業」』において、「既存の什器・備品の移転は市が行うが、市と移転を行う事業者との調整に参加し、移転が円滑に実施できるように、協力すること」と記載がございます。 一方で、P.12の「その他」において、事業者の業務として、「事業開始に必要な什器・備品等の移動」が含まれているように読み取れます。 事業者の業務は、「移転を行う事業者との調整に参加し、移転が円滑に実施できるように、協力すること」であり、「什器の・備品の移転」は貴市が行う業務との認識でよろしいでしょうか。	移転業務自体は市が本事業とは別に発注し、事業者が行う移転業務は手作業で移動できる軽量なもの等を想定しています。
3	要求水準書	12	第1	3	3.10				事業期間	事業期間内に実施予定のイベントについて開催運営に協力とありますが、施設整備等、長期にわたる事業中断はない解釈でよろしいですか。	全国都市緑化川崎フェアの開催期間は、令和6年10月中旬～11月上旬(20日間程度)および令和7年3月上旬～3月下旬(30日間程度)を予定しています。イベントの詳細については現時点では未定ですが、上記開催期間及び準備・撤収期間(前後1か月程度)において、イベント会場としての施設利用に加え、運営本部やボランティアセンター等の設置が必要になることから、既存施設の会議室等の利用や簡易施設の整備等を想定しています。また、開催期間(50日間程度)が本事業の工事施工期間と重ならないと想定しています。なお、詳細については、市と事業者で協議調整を予定しています。なお、本市といたしましても事業者の皆様への全国都市緑化かわさきフェアへの積極的な参加・協力を期待しています。
4	要求水準書	12	第1	3	3.10				事業期間	「駐車場の運営権の具体的な設定時期については市との協議による。」と記載がございますが、貴市との協議は事業者決定～仮契約迄に実施するという認識でよろしいでしょうか。	提案を踏まえ詳細について協議します。なお、運営権の設定については本市議会の議決が必要です。
5	要求水準書	13	第1	3	3.10				事業期間	「※なお」書きにおいて、「これらのイベントの開催運営に協力すること」とありますが、どのような協力内容か確認させていただき、事業者の方で対応できるか否か協議させてください。例えば、当該イベントの期間中は、対象施設の設計・建設をしなければならないという協力内容でしたら、事業期間に影響を与え事業性に影響を与えますので予め協議させてください。	No3をご参照ください。
6	要求水準書	19	第1	3	3.12	3.12.1			要求水準の変更事由	今後各関係行政及びインフラ企業者との協議が発生すると思われませんが、その協議によって想定外の追加工事が発生したときは、要求水準書の変更事由として業務内の変更が特に必要として要求水準書が変更になるとの認識でよろしいでしょうか？	想定外は事業契約書(案)別紙1 106④の予測可能性のない事象に相当するものと考えられ、その対応については、事業契約書(案)第96～99条に記載のとおりです。 なお、各種インフラの活用及び各インフラ管理者との協議については、要求水準書第3 1.4に記載のとおりで事業全体の収支を踏まえた提案や各インフラ管理者との協議を期待します。
7	要求水準書	19	第1	3	3.12	3.12.1			要求水準の変更事由	上記関係行政及びインフラ企業者との協議によって発生した工事にかかる追加費用については、別途協議と考えてよろしいでしょうか？	事業契約書(案)別紙1 106④の予測可能性のない事象に相当するものと考えられ、その対応については、事業契約書(案)第96～99条に記載のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
8	要求水準書	19	第1	3	3.12	3.12.1			要求水準の変更事由	”市の事由により業務内容の変更が特に認められるとき”、”その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき”とは具体的にどのような事由かご教示下さい。	現時点では具体的な想定はありません。
9	要求水準書	20	第2	1	1.1				区域の概要	「特別用途地区又は地区計画」の欄で「指定(観覧場、駐車場等の用途緩和等)」と記載がありますが、観覧場については用途の緩和のみだけでなく、10000㎡以上の規模の緩和も行なわれると考えてよろしいでしょうか。	具体的な提案内容を踏まえて、都市計画変更の内容を協議することになります。現時点では、観覧場については、規模の制限を定める予定はありません。
10	要求水準書	22	第2	1	1.5				下水処理施設の上部利用	「区域内には、残置されている建設発生土(ごみ混在)の処理については、市と協議すること。」とありますが、ごみ混在のため処理費用は、市が別途負担との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	22	第2	1	1.5				下水処理施設の上部利用	その他事業範囲内で建設発生土にごみ混在が確認された場合は、処理費用は、市が別途負担との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	22	第2	1	1.6				土地変更時の留意事項	過去に池があった部分については、土壌調査と対応が必要との記載がありますが、その調査費用及び処分費用については貴市の負担という認識でよろしいでしょうか？	過去に池があった範囲は、調査済み及び「等々力緑地再編整備実施計画(令和4年2月改定)」10(1)で示す建物や緑地を残す範囲を除き、土壌調査費を予定価格に計上しています。また、土壌汚染が判明している範囲及び過去に池があった範囲で、実施計画で示す公園施設整備に伴う発生土については、汚染土壌と見込み、運搬処分費を予定価格に計上しています。なお、土壌調査費と汚染土壌の運搬処分費を21億円と見込み予定価格に計上しています。この見込みを上回る場合については、修正後の事業契約書(案)別紙5をご参照ください。
13	要求水準書	22	第2	1	1.6				土地変更時の留意事項	形質変更時要届出区域に関して当該用地の既土壌調査範囲内の汚染土壌範囲外については形質変更を施行する場合は、届出の提出のみで土壌調査は不要で汚染土はないとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	22	第2	1	1.6				土地変更時の留意事項	過去に池があった部分については、土壌調査と対応が必要との記載がありますが、その費用については別途協議との認識でよろしいでしょうか？	No12をご参照ください。
15	要求水準書	25	第2	2	2.2	2.2.3			誰もが成長できる等々力緑地	施設イメージに記載されている施設は、貴市として都市公園法上認められる施設と解釈されているという理解でよろしいでしょうか。	記載している施設イメージは、都市公園法第2条第2項の規定を満たすことを前提としています。
16	要求水準書	28	第2	2	2.4	2.4.1			既存の位置づけ	とどろきアリーナが現状、地域防災計画上の遺体安置所となっておりますが、現状はどの部屋もしくはスペースを当該機能として想定しているのでしょうか。	地域防災計画上、施設全体を遺体安置所として位置付けていますが、部屋もしくはスペースの想定はありません。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
17	要求水準書	28	第2	2	2.4				防災機能の強化	災害時におけるインターネット環境の要求水準（可用性、冗長化等の必須要件）がございましたらご教示ください。	特にありません。
18	要求水準書	29	第2	2	2.5	2.5.3			デジタル技術を活用した都市サービスの提供	「本市の取組としては、スマートフォンや PC から公園等の損傷を通報できる実証実験を行っており、ICT 技術を活用した維持管理運営等の検証が行われている。」と記載がありますが、本実証実験は、等々力緑地へも適用予定でしょうか。本実証実験との連動がございましたらご教示いただきたく存じます。	実証実験から本格稼働に移行したため、「実証実験を行っており、ICT 技術を活用した維持管理運営等の検証が行われている。」という記載から「サービスを行っており、ICT 技術を活用した維持管理運営等が行われている。」に修正しました。 なお、等々力緑地にも適用されております。
19	要求水準書	30	第2	2	2.7	2.7.2	1)		自動車動線	周辺の交通量調査、交通計画、について過去に検討された資料・情報を開示いただけないでしょうか。	周辺の一般交通量調査結果は、「道路交通センサス 一般交通量調査結果 ( <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-2-2-3-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-2-2-3-0-0-0-0-0.html</a> )」をご参照ください。
20	要求水準書	30	第2	2	2.7	2.7.2	1)		自動車動線	等々力大橋整備に関する調査などで、広域の交通量調査等の調査・計画資料があれば開示いただけないでしょうか。	No19をご参照ください。
21	要求水準書	33	第2	2	2.8				球技専用スタジアム	「収容人数は、メインスタンドと併せて3万5千人規模とする」と記載がありますが、『要求水準書P.70イ)「観客席」』においては、メインスタンドと合わせて収容人員35,000人以上を確保すること」と記載があります。 球技専用スタジアムの収容人数としては、「35,000人以上」か、「35,000人規模」か、どちらが正しいでしょうか。	要求水準書第4 2.1.6 5)イ) の記載のとおり、35,000人以上を優先します。
22	要求水準書	34	第2	2	2.8				施設整備の概要(本事業において整備する施設)	サッカーコートクラブハウス、テニスコートクラブハウス、ビジターセンターについて、提案によって集約整備も認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書第1 3.7 の※2または第4 1.2.1「配置の考え方」の記載のとおり、重複する機能（諸室）の統合にあたっては、既存施設における利用状況等を踏まえつつ、各施設で多数の利用者が同時に利用する場合、施設（機能）配置が緑地内で偏っている場合、施設の営業時間が異なる場合など様々な状況を想定し、利用や運営に影響がないように十分に検証したうえで計画してください。
23	要求水準書	39	第3	1	1.4	1.4.1			インフラ施設	各インフラ管理者（公園管理者以外）が管理している既存のインフラは市の財産・管理区分としてそれ以降を事業者側の区分として考慮してよろしいでしょうか。	各インフラ管理者（公園管理者以外）が管理している既存のインフラからの財産区分は、本施設に帰属する場合は本市、本施設以外（自由提案施設等）は事業者へ帰属します。管理は本事業契約期間中は事業者となります。
24	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.2			給水	「井戸水を水源とすることも可能」とありますが、本事業で、井戸を掘ることは必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.5			電気通信	Wi-Fiについて、川崎市の公衆無線LAN（かわさきWiFi）仕様での整備は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	本市としては「かわさきWi-Fi」を想定しております。具体的なサービスレベルは協議による調整をお願いします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
26	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.5			電気通信	中央通路から外周通路への本管切り回し・及び事業者の自由提案施設内までの引き込みは川崎市側での負担となりますでしょうか。	中央通路から外周通路への本管切り回しは、要求水準書第3 1.4.5に記載のとおりとします。事業者の自由提案施設内までの引き込みは、事業者の負担として計画して下さい。
27	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.5			電気通信	官民連携により取組と記載ありますが、サービスレベルの決定は官民間でどのようにされるでしょうか。	No25をご参照ください。
28	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.5			電気通信	公園基盤施設に設置するWi-Fiは「かわさきWi-Fi」でしょうか。もしくは、本事業対象エリア専用のWi-Fiでも、どちらでもよろしいでしょうか。	No25をご参照ください。
29	要求水準書	42	第3	2	2.1	2.1.2	1)		施設整備の要求水準	「釣場、浮桟橋等を整備すること」とありますが、浮桟橋は新設整備は必須ではなく、既存活用の提案も可能という理解でよろしいでしょうか。	新設による整備です。
30	要求水準書	43	第3	2	2.1	2.1.2	4)		生物多様性	生物多様性に関して、樹木以外の生物等多様性調査報告書等あれば開示お願いいたします。	等々力緑地に関する資料は本市にはありません。
31	要求水準書	45	第3	2	2.3	2.3.1			魅力ある園路	「カナール（流れ）と並木の整備などにより、水と親しめる…」とありますが、カナール（流れ）が必須ではなく、水景施設の整備により水と親しめる空間の整備ができればよいという理解でよろしいでしょうか。	魅力ある園路として、要求水準書第3 2.3.2 「施設整備の要求水準」に記載のとおり、水辺に親しめる空間とし、流れを眺めながら休憩や散策ができるよう整備することを要求水準としています。
32	要求水準書	47	第3	2	2.6	2.6.2	1)		施設整備の要求水準	「メインスタンド改築工事に伴い移植や接ぎ木をした樹木についても植栽計画に含めること」とありますが、移植や接ぎ木した樹木の情報（位置、本数、樹種、規格（HCW）を提示していただけますでしょうか。	別紙17のとおり、第1・2サッカー場裏の下水処理施設整備地区内は、松など42本（当時）、つり池横東屋前は、ソメイヨシノ2本です。また、釣池内の鉢に蓮を移植し保管しています。樹木の情報については、別紙17に追加します。
33	要求水準書	47	第3	2	2.6	2.6.2	1)		全体	等々力陸上競技場メインスタンド改築工事に伴い移植や接ぎ木をした樹木については、原位置での植栽計画なのかをご教授願います。	必ずしも原位置に限定はしません。事業者の提案によります。
34	要求水準書	48	第3	2	2.6	2.6.2	8)		施設整備の要求水準	「各種団体等から寄贈を受けた記念植樹等についても保全できるように配慮すること」とありますが、対象樹木の情報（位置、樹種、規格（HCW）を提示していただけますでしょうか。また、「中央園路の桜の枝を接木して育成した桜（2本）」の規格（HCW）を提示していただけますでしょうか。「旧日本庭園から移植した樹木」の本数・樹種・規格（HCW）を提示していただけますでしょうか。	No32をご参照ください。
35	要求水準書	51	第3	2	2.10				外周園路	外周園路は、道路法上の道路として整備するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
36	要求水準書	52	第3	2	2.11	2.11.2			施設整備の要求水準	「第2サッカー場の拡張整備に合わせ、フェンス及びナイター照明を整備すること」とありますが、一般用2面（少年用4面）を確保していれば拡張は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	現況の第2サッカー場の短辺方向の長さが、第1サッカー場と比較して不足しており、利用環境の向上と大会が円滑に開催できるよう、拡張する必要があります。
37	要求水準書	53	第3	2	2.13	2.13.2	7)		シェアサイクルポート	現在区域内にあるシェアサイクルポートについて対応が必要となる場合は、市と協議することとあるが、移動や撤去も可能であるという認識でよいか？原則、現状維持が望ましいか？	事業者と市との協議によります。
38	要求水準書	54	第4	1	1.1				官庁施設の基本的性能に基づく要求水準	省エネルギー・省資源の表中、「電力の相互利用やスマートグリッドの導入を視野に入れること」とあるが、表現があいまいであり、「視野に入れていること」をどのように表明（証明）するのでしょうか。	ご提案の内容がどのようにして、電力の相互利用やスマートグリッドの導入に資するのか、お考えの内容をご提案書へ記載ください。
39	要求水準書	60	第4	1	1.2	1.2.7			仕上げの考え方	「建具は、、、特に防風・防寒・防音・耐塩性に配慮すること。」とありますが、対象敷地は塩害対策が必要なエリアということでしょうか。	塩害対策が必要なエリアではないと考えられますが、一般的な耐塩性に配慮をお願いします。
40	要求水準書	60	第4	1	1.3	1.3.1			一般事項	「各諸室スペースには、電源、電話（内線・外線）、インターネット環境、時計を設置すること。」とありますが、対象室については利用状況を鑑みて事業者からの提案によるものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	60	第4	1	1.3	1.3.1			一般事項	各諸室スペースにはインターネット環境を設置することという記載がございますが、要求水準として、「駐車場」「便所」にもインターネット環境を用意する必要がありますでしょうか。	提案によります。
42	要求水準書	66	第4	1	1.7				施工条件	建設発生土は処分が必要な場合は「浮島指定処分地」にて処分とありますが、処分費用については貴市負担とすることで宜しいでしょうか？	事業全体での収支を踏まえた提案を求めており、サービス対価に含むものとします。
43	要求水準書	68	第4	2	2.1	2.1.5			遵守すべき基準等	「ジャパンラグビートップリーグ規約」とありますが、正しくは「ジャパンラグビーリーグワン規約」ではないでしょうか。	「ジャパンラグビートップリーグ規約」は、「ジャパンラグビーリーグワン規約」の誤りです。修正しました。
44	要求水準書	70	第4	2	2.1	2.1.6	5)	イ)	観客席	「メインスタンドと併せて収容人員35000人以上を確保すること」「原則として全席を屋根で覆うこと」とありますが、原則外で屋根に覆われない席を設けた場合、それを収容人員に算入することは可能でしょうか。	できません。
45	要求水準書	73	第4	2	2.1	2.1.8	4)		情報通信設備	サイド・バックスタンドにおけるインターネット利用について、要求水準（可用性・通信速度等）がございましたらご教示ください。	特にありません。提案によります。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
46	要求水準書	73	第4	2	2.1	2.1.8	4)		情報通信設備	「サイド・バックスタンドのどこにいてもインターネットを利用できるようにすること」という記述がございますが、メインスタンドに関しては記述が見当たりませんでした。メインスタンドにおいても、「どこにいてもインターネットを利用できるようにすること」が要求水準となりますでしょうか。また、メインスタンドでもインターネット環境を整備する必要がある場合、市と事業者のどちらの負担になりますでしょうか。	「観客が、サイド・バックスタンドのどこにいてもインターネットを利用できるようにすること。」は、「観客が、スタンドのどこにいてもインターネットを利用できるようにすること。」の誤りです。修正しました。 現在の等々力陸上競技場内は、各通信事業者が占用許可を取りアンテナを設置し、場内の観客に向けて通信環境を提供しています。球技専用化にあっても同様に考えており、市は負担しません。
47	要求水準書	73	第4	2	2.1	2.1.8	4)		情報通信設備	「サイド・バックスタンドのどこにいてもインターネットを利用できるようにすること」という記述がございますが、一般観客の利用を想定した記述でしょうか。または、試合/選手関係者・メディア関係者・売店等の業務用等、すべての施設利用者を想定した記述でしょうか。	「観客」を想定しておりますが、「観客」以外の通信環境は提案によりません。
48	要求水準書	76	第4	2	2.2	2.2.3			防災性共通	(新)とどろきアリーナについて、避難者や帰宅困難者の受入想定スペースは事業者にて設定するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	77	第4	2	2.2	2.2.4	4)	イ)	アリーナ	「既存移設の利用状況や利用実績を鑑み、既存施設の規模を参照し計画すること」とありますが、括弧内の既存施設の寸法等を考慮し、事業者にて有効フロアサイズを提案することでよろしいでしょうか	概ねご理解のとおりです。記載の「括弧内の既存施設の寸法等を考慮し」とは、現施設と同等の有効フロア寸法を確保することで、お示した競技等に要する面数を担保するだけでなく、現在の多様な利用に対してその利便性を損なわない範囲での提案を求めていることを意図しています。
50	要求水準書	78	第4	2	2.2	2.2.4	5)	ロ)	観客席	観客席(固定・可動を含む)が3,000席以上と現施設(固定・可動を含め6,500席)の半分の規模が基準となっておりますが、既存施設を利用するプロチームが所属するプロリーグの基準が要求水準上、遵守すべき基準等として指定されていないことを含め、本事業の実施について既存チームの意向は確認されているか、ご説明いただきたい。	要求水準書を修正し、「観客席は5,000席以上確保することとし、アリーナのフロアを全面利用した状態で3,000席以上の観客席を設置すること。」とします。
51	要求水準書	80	第4	2	2.2	2.2.5	6)		映像設備	「観覧エントランス、スポーツエントランス、ホールエントランス、管理エントランスのそれぞれに、高齢者等の視認性を配慮したモニターをデジタルサイネージ用として設置すること。」とありますが上記記室はP77～P79の諸室一覧にないため対象エリアが不明です。事業者が計画した利用者のためのエントランスに設置するということがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	80	第4	2	2.2	2.2.5			情報通信設備	現とどろきアリーナの1階受付付近にある「かわさきWi-Fi」のアクセスポイントは、本事業開始後も、設置が必要でしょうか。設置が必要な場合、設置位置の指定がございましたらご教示ください。	No25をご参照ください。
53	要求水準書	86	第4	2	2.3	2.3.4	5)	ロ)	浴場またはシャワー室	浴場またはシャワー室について「男女各2か所以上とすること。」とありますが、男女各2か所以上、計4か所以上のシャワーブースの設置という認識でよろしいでしょうか。	シャワーブースが4つではありません。開催できる大会規模は、市内中学生の大会や川崎国際多摩川マラソンを想定しております。また、更衣室の要求水準である「100人以上収容可能」という記載も鑑み、浴場またはシャワー室を計画してください。 なお、要求水準書 第4 2.3.2「導入機能」に記載のとおり、日本陸上競技連盟が示す第2種公認陸上競技場の基本仕様に基づいた施設として、同連盟の示す「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」の記載から転記しておりますので、浴場またはシャワー室の必要数の考え方は同連盟にご確認ください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
54	要求水準書	90	第4	2	2.4	2.4.4	3)	イ)	大体育室	「選手の控え席として、ベンチ席を適宜設置すること。」とありますが、常設設置するものではなく、コート面にパイプ椅子を並べるスペースを確保するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	91	第4	2	2.4	2.4.4	3)	チ)	トレーニング室	一部をスタジオなどスペースにし、トレーニングが行えるようにしてもよろしいでしょうか？	記載の要求基準及び現施設のトレーニング機器等の配置状況を勘案いただき、ご提案ください。あくまでトレーニング室としての一体的な利用ができるよう配慮してください。
56	要求水準書	100	第4	2	2.8	2.8.2			施設の要求水準	配置計画において「緑地の北部側のエントランス機能」とありますが、P34には「等々力球場内のインフォメーションセンターも活用」とあるため、「北部側の」の削除を求めます。	等々力緑地の広さを鑑みて、緑地の南部側に位置する等々力球場内のインフォメーションセンターとは別に、北部側ビジターセンターについては、要求水準書第4 2.8に記載のとおりとします。
57	要求水準書	105	第4	2	2.13				ランニングステーション	スポーツセンターや各スポーツ施設クラブハウスの更衣室をランニングステーションとして計画しても、要求水準上問題ないでしょうか？	No22をご参照ください。
58	要求水準書	110	第6	2	2.2	2.2.2	2)		予算・決算業務	「施設の維持管理業務及び運営実施業務と自主事業の間においては明確な会計区分を行う。また、施設単位の収支状況が把握できるようにすること」とあります。本事業は複数の施設があり、また義務事業と自主事業の別もあることから、報告様式については貴市と事業者との協議により別途定められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	111	第6	2	2.3	2.3.2			要求水準	「事業評価報告書」の市への報告が毎年3月末となっていますが、各業務報告を3月末までに終えることは困難であり、事業評価を3月末までに終えることは現実的ではないことから、他業務の年度総括報と同様、5月末提出に見直しをお願いいたします。	要求水準書を修正し、事業評価報告書の市への報告時期は、毎年5月末とします。
60	要求水準書	113	第7	2	2.1				事前調査業務	「事業者は、必要に応じて土壌汚染対策法、関係条例等に基づく土壌調査を行うこととし、実施方法については、市と十分協議を行うこと」とありますが、市との協議の結果、市が実施を判断した調査内容については市の負担と理解してよろしいでしょうか。	No12をご参照ください。
61	要求水準書	113	第7	2	2.1				事前調査業務	「事業者は、自ら必要と判断する、既存工作物や植栽等を含む現況調査、敷地測量、地質調査、電波障害調査、各種調査業務を自らの責任において、必要な時期に適切な内容で行うこと。」とありますが負担は内容に依らず全て事業者負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	119	第9	2	2.1				解体・撤去にかかわる事前調査業務	現とどろきアリーナ及び市民ミュージアムの土壌汚染調査は実施されているのでしょうか。未完了の場合は調査実施・撤去費用等は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	現とどろきアリーナ及び市民ミュージアムは土壌汚染調査を実施していません。なお、土壌汚染に関する調査費及び処分費についてはNo12をご参照ください。
63	要求水準書	119	第9	2	2.1				解体・撤去にかかわる事前調査業務	陸上競技場サンド・バックスタンド増設工事（平成7年）以前にも昭和57年にバックスタンドは竣工しております。建設当時の基礎杭等は地中に残置している場合、撤去費用は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	基礎杭等は、事業契約書（案）第32条第6項の地中障害物等に相当するものと考えられ、費用負担については同項に記載のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
64	要求水準書	119	第9	2	2.1				解体・撤去にかかわる事前調査業務	レストハウス及び旧中部公園事務所についても、アスベスト調査は完了しているのかを確認させて頂けますでしょうか。未完了の場合は調査実施・撤去費用等は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	アスベスト調査は実施していません。調査費及び撤去費は別途市が負担しますが、整備に合わせて事業者が調査、撤去をお願いします。
65	要求水準書	119	第9	2	2.1				解体・撤去にかかわる事前調査業務	現とどろきアリーナ及び陸上競技場サンド・バックスタンド増設工事は平成7年に竣工しております。再整備としては移転計画を前提としていますが、内装等のアスベスト調査は実施されていますでしょうか。未完了の場合は調査実施・撤去費用等は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	No64をご参照ください。
66	要求水準書	123	第10	1	1.2				建設工事業務	建設業務区分に什器・備品等の移転支援業務とありますが、工期に影響がある場合は、別途協議という認識で宜しいでしょうか。	要求水準書第1 3.10に記載のとおり、全ての施設の工事完了時期を令和11年度中としており、整備等期間の延長については、事業契約書(案)第45条に記載のとおりとします。
67	要求水準書	123	第10	1	1.2				建設工事業務	建設業務区分に什器・備品等の移転支援業務とありますが、現アリーナから新設アリーナへの什器・備品等の移動には相当日数が想定されるが現アリーナの解体工期には移動に関する工期を想定しておりません。貴市業務の期間として工期の延期を協議させて頂く事は可能でしょうか？	No66をご参照ください。
68	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	「当該費用」とは、令和4年4月時点で土壤汚染対策法に基づき指定されている形質変更時要届出区域外における、「土壤調査費」及び「土壤汚染対策法、関係条例等に基づく土壤調査により、土壤汚染が確認された場合は、汚染土壌の搬出、処分及びそれに必要な対応、措置に係る費用」と理解してよろしいでしょうか。また、汚染土壌の対策に加えて、汚染土壌に混じった廃棄物処理も必要となる可能性があることから、これらの費用についても市の負担と考えるとよろしいでしょうか。	土壤汚染に関する調査費及び処分費についてはNo12をご参照ください。汚染土壌に混じった廃棄物処理は、事業契約書(案)第32条第6項の地中障害物等に相当するものと考えられ、費用負担については同項に記載のとおりです。
69	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	土壤汚染等につきまして、任意位置と想定される駐車場や自由提案施設等の設置に伴い、予見できない土壤汚染の対応や措置については、。当該費用は、調査実施・撤去費用等は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	No12をご参照ください。
70	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	『過去に池があった部分については、土壤汚染があるものと見込んでいる』との記載がありますが、その対応についての費用負担と工期は予見できないものとして別途協議をおこなうものとの認識でよろしいでしょうか？	過去に池があった範囲については、No12をご参照ください。整備等期間の延長については、事業契約書(案)第45条に記載のとおりです。
71	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	汚染土壌の調査・対応に係る費用は市と事業者によって協議を行って合理的な範囲で市が別途費用を負担するとの記載がありますが、予定価格外との認識でよろしいでしょうか？	No12をご参照ください。
72	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	過去に池があった部分については、土壤汚染があるものと見込んでいる。との記載がありますが、その対応についての費用負担と工期は予見できない措置・処理として協議をおこなうものとの認識でよろしいでしょうか？	過去に池があった範囲については、No12をご参照ください。整備等期間の延長については、事業契約書(案)第45条に記載のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
73	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	汚染土壌の調査・対応に係る費用は市と事業者によって協議を行って合理的な範囲で市が別途費用を負担するとの記載がありますが、合理的な範囲について明確な基準をご教授願います。	関係法令等で定める義務を基準とします。
74	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	汚染土壌の調査・対応に係る費用は市と事業者によって協議を行って合理的な範囲で市が別途費用を負担するとの記載がありますが、別途費用とは現在の予定価格外との認識でよろしいでしょうか？	No12をご参照ください。
75	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	「過去に池があった範囲は、汚染土壌があるものと見込んでいる」とありますが、具体的な汚染範囲や汚染状況は予見できませんので、土壌調査の結果を踏まえて協議の上、貴市が別途費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	No12をご参照ください。
76	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「什器・備品等の調査業務」が「建設業務に関する要求水準」の項目内に記載されておりますが、例えば設計業務を担う者や、運営業務を担う者が「什器・備品等の調査業務」を担うことは可能でしょうか。	要求水準書に基づき事前に届け出る実施体制を市が認める場合に可能とします。
77	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「本書と自らの提案に基づき、調達が必要となる什器・備品について、調査及び計画すること。」と記載がございますが、調達業務は貴市が行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「既存の什器・備品について継続使用可否の判断を行い、結果を明示すること。」と記載がございますが、貴市に対して明示するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「什器・備品等の調査業務」が「建設業務に関する要求水準」の項目内に記載されておりますが、例えば設計業務を担う者や、運営業務を担う者が「什器・備品等の調査業務」を担うことは可能でしょうか。また、もし上記の者が担うことが可能な場合の「什器・備品等の調査業務」の責任者は建設業務責任者になるのでしょうか。	No76をご参照ください。 なお、責任者についても同様とします。
80	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「本書と自らの提案に基づき、調達が必要となる什器・備品について、調査及び計画すること。」と記載がございますが、調達業務は貴市が行うという認識でよろしいでしょうか。	No77をご参照ください。
81	要求水準書	138	第11	2	2.6	2.6.3	1)		長期修繕計画(30年)の策定	長期修繕計画(30年)の対象は、事業者が自ら実施するものに限定されるのでしょうか。貴市が実施するものも含むのでしょうか。	本市が実施するものも含まれます。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
82	要求水準書	138	第11	2	2.6	2.6.3	1)		長期修繕計画(30年)の策定	<p>①長期修繕計画(30年)について、「運営・維持管理期間の開始6か月までに市に提出すること」と記載がありますが、これは</p> <p>1) 運営・維持管理期間の開始後6か月経過するまで</p> <p>2) 運営・維持管理期間の開始の6か月前までのいずれを意味しますでしょうか。</p> <p>現状の規定では明確ではないため、確認させて頂いています。</p> <p>また、「運営・維持管理期間」は「既存施設」と「新設施設」では時期が相違します。</p> <p>「既存施設」と「新設施設」に区別して、想定をご教示ください。</p> <p>②いずれの想定であっても、提出のタイミングについては現実的なスケジュールを別途協議させて頂きたく存じます。</p> <p>例えば、2)のご想定の場合、「既存施設」について、落札者の決定が2022年10月中旬の予定となっており、同月に提出となるためかなり厳しいスケジュールです。</p> <p>また1)のご想定だと「新設施設」については整備内容が確定しておらず厳しいスケジュールとなるためです。</p>	<p>① 要求水準書p141, 第11 2.6.3 1) の文言を「運営・維持管理期間の開始6か月前までに市に提出し、承諾を得ること」に修正しました。</p> <p>② 既存施設については、策定の時期は、本市と協議のうえ、決定します。新設施設については、運営・維持管理期間の開始6か月前までに策定し、市に提出してください。</p>
83	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	1)		長期修繕計画(30年)の策定	<p>長期修繕計画(30年)について、「運営・維持管理期間の開始6か月までに運営会社が対応すべき事項は、「市に提出すること」までであり、「市の承諾を得る」ことまでは必要ではない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>市の承諾が必要となりますので、要求水準書を修正しました。</p>
84	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	2)		修繕・更新事業計画書の作成	<p>修繕・更新業務に係る事業計画書について、作成期限の規定がございませんが、特に期限はない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>毎年度提出を求める想定です。要求水準書を修正しました。</p>
85	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	2)		修繕・更新事業計画書の作成	<p>修繕・更新業務に係る事業計画書について、作成後に、貴市への提出及び承諾を得る旨の規定はございませんが、貴市への提出及び承諾を得る必要はない、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>長期修繕計画(30年)と差異がある場合は、貴市と協議及び承諾を得る旨の規定があるため、確認させて頂いています。</p>	<p>No83, 84をご参照ください。</p>
86	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	3)		費用負担	<p>1件あたり250万円(税込)未満、毎事業年度の限度額3,650万円(税込)という閾値が示されていますが、当該金額以上の修繕・更新については、貴市が実施するものという理解でよろしいでしょうか。またその場合、貴市も長期修繕計画に基づいて修繕・更新を実施するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書第11 2.6.3 3)に記載のとおり、協議の上、対応を決定します。</p>
87	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	3)		費用負担	<p>「毎事業年度に事業者が負担する限度額は3,650万円(税込)を標準とする」とあります。これは施設毎の限度額ではなく、事業一体としての限度額という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
88	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	3)		費用負担	<p>「毎事業年度に事業者が負担する限度額は3,650万円(税込)を標準とする」とあります。これは本施設(運営権設定対象)を含む本施設(維持管理運営対象)が対象となる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
89	要求水準書	145	第11	2	2.10	2.10.3			要求水準	樹木の刈込頻度について、中高木は2年に1回とあるが、現状の管理状況（年間刈込本数、2年に一回ではないエリアなど）を把握している範囲内で教えて頂けないでしょうか。 ※「四季園」「ふるさとの森」「21世紀の森」などで刈込頻度について、現状の状況がわかりましたら教えて頂けないでしょうか？	沿道や広場等の中高木は、2年に1回程度剪定・刈込を実施しています。その他の場所については、育成状況を踏まえ、適宜実施していません。
90	要求水準書	154	第12	1	1.11	1.11.3			市による公的利用	市による公的利用等による優先予約及びイベント等（総合防災訓練、全国都市緑化かわさきフェア、中原区民祭等）の実施に全面的に協力することに関して、利用料の徴収等は行う前提と考えてよいでしょうか。	施設利用料につきましては、関係条例等の規定に該当する利用の場合、減額や免除になります。減免の対象につきましては、川崎市都市公園条例（以下「条例」という。）第8条第1項および条例施行規則第6条第1項に規定する有料施設の使用料の減免については「有料施設使用料の減免取扱基準」（ <a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000002/2632/yuryosisetunogenmentoriatukaikijun.pdf">https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000002/2632/yuryosisetunogenmentoriatukaikijun.pdf</a> ）川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年川崎市条例第16号）第12条及び川崎市とどろきアリーナ条例施行規則第10条の取扱については、「川崎市とどろきアリーナ利用に関する減免措置取扱要綱」（ <a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/250/0000002826.html">https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/250/0000002826.html</a> ）をご参照ください。
91	要求水準書	154	第12	1	1.11	1.11.3			行政等への協力義務	「市が誘致する国際大会等について優先的に開催させること。」と記載がございますが、どの程度優先されるのか、指標がございましたらご教示ください。また、それによって予定されていたイベント等が開催できなくなった場合に発生した費用に関しては、市側のご負担という理解でよろしいでしょうか。	別紙22をご参照ください。原則的には日程調整を実施する段階で対象大会の開催を前提に調整することになります。
92	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1		2)	事業者の主催・共催事業	（新）とどろきアリーナに関しては、コンセッション事業として独立採算を求められる以上、稼働率向上及びにぎわい創出のため、今後は事業者が積極的に各種イベントの誘致営業を行うものと考えています。一方、現在の要求水準書案では、事業者による“主催・共催事業”のみを事前申請の対象としており、主催・共催とならないイベントの事前確保が出来ない仕組みです。“主催・共催事業”に限定せず、事業者が事前に予約受付を可能とする仕組みとして頂けませんでしょうか。	特別承認申請（事前確保）の調整への影響を最小限に抑えていただける範囲であれば可能です。ただし、他の利用調整団体との調整もありますので、希望するすべての日程を無条件で保証されるものではないことにご留意ください。 なお、要求水準書第12 2.2.1 2)の「主催・共催事業」は「主催・共催事業等」に修正しました。
93	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1		2)	事業者の主催・共催事業	「利用日程調整会議」の開催前に、事業者の主催・共催事業については予約確定させることが可能という理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。ただし、別紙22に記載のとおり、屋内スポーツ施設は、調整の第一段階として、「川崎市主催事業、指定管理事業、かわさきスポーツパートナーの利用希望」に基づいて調整することとしています。このため、希望するすべての日程の確保が無条件で保証されるものではないことにご留意ください。
94	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1		5)	学校の利用	どの程度を想定いたしますでしょうか？ （日数・使用コース数） また利用が分かるタイミングについては日程調整会議のタイミングでしょうか？	現時点では未定です。 ※参考までに、多摩スポーツセンター内プールを近隣小学校2校が活用していますが、午前中のみ(貸切)、2校合わせて年間12日間です。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
95	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1	6)	その他	「利用者を特定する会員制等の利用形態は認めない。」とあるが、教室事業等において月会費等の料金形態とした方がより良いサービス提供につながる可能性もあるため、見直しをお願いいたします。	要求水準書第12 3.3 に記載のスポーツ教室については、現施設や本市スポーツセンター等と同様に、期間を定めた複数日程の料金（受講料等）の徴収は可能です。本項目は、本施設が市民利用施設ということに鑑み、特定の会員のみが利用できる空間等を設けるような利用形態を認めないという趣旨で記載したものです。	
96	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1		屋内施設	利用申請スケジュールに関するフロー図をご開示頂けませんでしょうか。特別承認申請、利用日程調整会議、事業者の主催・共催事業、施設申請利用、個人利用のそれぞれの関係につき、申請開始時期と予約確定時期を正確に理解させて頂きたく存じます。	利用申請スケジュールを別紙資料として提供します。 なお、とどろきアリーナ個人利用の開始時期については、川崎市とどろきアリーナ条例施行規則第7条をご参照ください。 等々力球場は屋内練習場のみが対象で、大会等を除きふれあいネットでの申請となります。	
97	要求水準書	157	第12	2	2.2	2.2.2	2)	事業者の主催・共催事業	球技専用スタジアムに関しては、コンセッション事業として独立採算を求められる以上、稼働率向上及びにぎわい創出のため、今後は事業者が積極的に各種イベントの誘致営業を行うものと考えています。一方、現在の要求水準書案では、事業者による“主催・共催事業”のみを事前申請の対象としており、主催・共催とならないイベントの事前確保が出来ない仕組みです。“主催・共催事業”に限定せず、事業者が事前に予約受付を可能とする仕組みとして頂けませんでしょうか。	特別承認申請（事前確保）の調整への影響を最小限に抑えていただける範囲であれば可能です。ただし、他の利用調整団体との調整もありませんので、希望するすべての日程を無条件で補償されるものではないことにご留意ください。 なお、要求水準書第12 2.2.2 2)の「主催・共催事業」は「主催・共催事業等」に修正しました。	
98	要求水準書	157	第12	2	2.2	2.2.2	2)	事業者の主催・共催事業	「利用日程調整会議」の開催前に、事業者の主催・共催事業については予約確定させることが可能という理解でよろしいでしょうか。	屋外施設に係る事業者の主催・共催事業の事前確保は、利用日程調整会議で利用調整団体とともに調整していただきます。会議は前年度の12～1月で開催しています（令和5年度の場合、令和4年12月～令和5年1月）。 会議前に先行して確保したい場合は、市及び利用調整団体との事前に確認、調整をしてください。ただし、利用調整団体の大会等の日程もありますので、すべての日程の確保が無条件で保障されるものではないことにご留意ください。	
99	要求水準書	157	第12	2	2.2	2.2.2	5)	その他	「利用者を特定する会員制等の利用形態は認めない。」とあるが、教室事業等において月会費等の料金形態とした方がより良いサービス提供につながる可能性もあるため、見直しをお願いいたします。	No95をご参照ください。	
100	要求水準書	157	第12	2	2.2	2.2.2		屋外施設	利用申請スケジュールに関するフロー図をご開示頂けませんでしょうか。特別承認申請、利用日程調整会議、事業者の主催・共催事業、施設申請利用、個人利用のそれぞれの関係につき、申請開始時期と予約確定時期を正確に理解させて頂きたく存じます。	利用申請スケジュールを別紙資料として提供します。 なお、ふれあいネットの施設利用手続きにつきましては、「利用の手引き（ <a href="https://www.fureai-net.city.kawasaki.jp/PDF/guidebook.pdf">https://www.fureai-net.city.kawasaki.jp/PDF/guidebook.pdf</a> ）」をご参照ください。	
101	要求水準書	157	第12	2	2.3	2.3.1		利用料金体系及び水準等	既存施設については、利用料金体系及び水準は条例によると記載がございますが、再整備する施設又は新設する施設と同じく、事業者の提案を参考として、条例の制定、改正をお願いできませんでしょうか。市及び他都市の同種施設と比べて低水準となっている施設が存在すること、また、料金体系についても柔軟性が無く、現状より良化させる提案ができないためです。 仮に既存のまま変更なしですと、再整備する施設や新設する施設とは分けた運営体制にせざるを得ず、同水準のサービス提供が出来なくなる可能性もございます。 市にとっても、利用者の方々にとっても、今よりも快適かつ利便性のあるサービスを提供するためにご配慮頂きますでしょうか。	取扱については、要求水準書第12 2.3 に記載のとおりとします。	

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
102	要求水準書	158	第12	2	2.3	2.3.2			利用料金収入等の扱い	「利用料金収入等が減少した場合でも、サービス購入料による補てんは原則として行わない。」というのはリスク分担と照らしても矛盾しています。少なくとも、「原則として行わない」ではなく、「市の帰責及び不可抗力による減少を除き、原則として行わない」とすべきではないでしょうか。	原文の通りとします。 なお、市の責めに帰すべき事由によって、事業者の利用料金収入が減少した場合、事業契約書（案）第83条第2項に記載のとおりです。不可抗力等によって利用料金収入の減少があった場合は、事業契約書（案）第95条第2項に記載のとおりです。
103	要求水準書	158	第12	2	2.3	2.3.3	2)		入会金利用徴収	入会金の利用の徴収を認めないという記載に関して、入会金等ではなくカードやシステム登録手数料等の手続きに関する料金を徴収することは可能でしょうか。	要求水準書第12 2.3.3 に記載のとおり、利用者を特定化する会員制の導入、入会金の徴収は認めません。 ただし、同記載の回数券等を用いた割引料金の設定については可能です。
104	要求水準書	158	第12	2	2.3	2.3.3			特記事項	2)において、「利用者を特定化する会員制を導入して、入会金を徴収することは認めない。」とありますが、1)に記載のある「月額料金」の利用者に対して、利用特典を付与することは認められるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書第12 2.3.3 に記載の通り、各施設の利用料金体系を基に割引料金として設定されるものに限り、認められます。
105	要求水準書	161	第12	3	3.3	3.3.3	1)		ふれあいネットに関する業務	現在球場はふれあいネットでの予約管理をしていますが、今回外れており独自の予約システムで運営する理由をご教示下さい。	理由につきましては「川崎市公共施設利用予約システムにおける野球場利用予約の暫定的な休止について」 ( <a href="https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000119240.html">https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000119240.html</a> ) をご参照ください。 なお、現在、抽選申込み、随時申込み及びキャンセルについては紙申込書や電話により受付を行っております。
106	要求水準書	162	第12	3	3.3	3.3.3	1)		ふれあいネットに関する業務	対象施設の追加を想定しているとあるが可能性のある施設をご教示下さい。	現在、ふれあいネットシステムの利用を中止している野球場については、システム利用上の課題が解消された場合には、対象施設として追加する可能性はあります。 その他の施設につきましては、現時点で想定していません。
107	要求水準書	162	第12	3	3.3	3.3.3	1)	ロ)	ふれあいネットに関する業務	ふれあいネットの利用に係る業務の習得ならびに将来的なシステム更新・変更に伴う業務変更に係る費用、研修等の役割分担の考え方について、ご教示いただけますでしょうか。	指定管理者がふれあいネットに関する業務を行うにあたり、必要となる業務研修は市が無償で実施しますが、業務研修への参加に係る旅費及び日当などの経費は指定管理者が負担するものとします。 また、システム更新・変更等の際に必要な各種端末や周辺機器等に係る費用は市が負担しますが、このことに伴う指定管理業務内容の変更に係る対応については協議の上、決定します。
108	要求水準書	162	第12	3	3.3	3.3.3	1)		ふれあいネットに関する業務	効率的な業務及び人員配置の観点から対象施設に業務端末や利用者端末を設置せず、近隣施設でふれあいネットの案内を行う提案をする事は可能でしょうか？	「川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱」 ( <a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/250/0000007277.html">https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/250/0000007277.html</a> ) 第2条第1項において、利用許可申請等に係わり、ふれあいネットを利用する公共施設は、「ふれあいネットの利用者登録等に係る事務が実施可能であること」を要件としています。 ふれあいネットを利用して予約を受け付ける場合は、同システムの端末を設置して利用者登録事務等を行う必要があり、同事務を行わずに近隣施設を案内することは原則としてできません。
109	要求水準書	163	第12	3	3.3	3.3.3	2)	イ)	申請書・ICT	ふれあいネット利用に関して、条例に規定されている利用料金減免申請の受付など、行政が公開している現在の申請フォームに関しても、民間ICT予約システムの利用で対応可能と考えてよろしいでしょうか。	利用料金減免申請については、本市の他の施設を含め窓口受付としており、現時点でシステム利用による対応予定はありません。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
110	要求水準書	166	第12	3	3.3	3.3.5	1)	ロ)	利用料金等の取受	令和4年度よりキャッシュレス決済を導入する予定とありますが決済方法（IC・QR）をご教示下さい。	本市の報道発表資料「証明発行手数料等のキャッシュレス決済が利用できる施設等を拡大します」( <a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/170/0000139683.html">https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/170/0000139683.html</a> )をご参照ください。
111	要求水準書	166	第12	3	3.3	3.3.5	1)	ロ)	利用料金等の取受	「現等々力陸上競技場と等々力補助競技場の個人利用については、令和4年度より市で機器を導入しキャッシュレス決済を開始する予定」とありますが、他の施設もキャッシュレス化する予定がありますでしょうか。あるいは本事業においてキャッシュレス化を提案することは可能でしょうか。	現時点で本市に導入予定はありませんが、提案は可能です。
112	要求水準書	185	第12	3	3.6	3.6.2	1)		マニュアルの整備	「事業者は防災対策について別紙13及び市が作成した既存のマニュアルを参照し作成すること。」とありますが、貴市が作成した既存のマニュアルをご開示いただけますでしょうか。また、等々力緑地全体の防災計画等の作成があればご開示いただけますでしょうか。	既存のマニュアルを守秘義務対象資料として追加開示します。
113	要求水準書	185	第12	3	3.6	3.6.2	1)		マニュアルの整備	災害時や緊急時の対応を目的としたマニュアルの整備について、既存の関連書類（各施設・園全体のマニュアル・体制表・役割分担表）をご共有いただきたい。	No112をご参照ください。
114	要求水準書	188	第13	1					総則	「あらかじめ市に事業の内容を提案し、承諾を得た上で、自らが企画する自主事業を実施することができる」とあります。「実施を必須とする自主事業」については、市の承諾なく実施できるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第13 1 に記載のとおり市の承諾が前提となります。
115	要求水準書	188	第13	1	1.1	1.1.1	2)		ネーミングライツ業務	「実施を必須とする自主事業」として、ネーミングライツ業務があります。これは、全事業期間において命名権者の確保を義務付けるものではなく、獲得に向けた働きかけ等の実施が義務であるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第13 1.1.1 2)に記載のとおり、獲得に向けた企業等への働きかけに加え、権利の運用に係る事務、ネーミングライツパートナーとの連絡調整、スポンサーメリットが発揮されるように努めることを事業期間において必須としています。
116	要求水準書	188	第13	1	1.1	1.1.1	3)		球技専用スタジアム及び（新）とどろきアリーナの観戦環境の向上等に関する事業（VIPルーム等）	観戦環境の向上等に関する事業として、VIPルーム等が挙げられています。VIPルームについてはあくまで参考事例としての記載であり、VIPルームの整備・運営を義務付けるものではないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第13 1.1 3)に記載のとおり、VIPルームは、飲食サービス、体験サービス、情報交流機会の提供等と合わせ必須とします。
117	別紙 3	10							表 通信契約状況	インターネット回線を引いている施設について、以下についてご教示いただけますでしょうか。 ①インターネットの利用目的（例：職員の業務用、記者会見用等） ②インターネットが使用されている諸室名と収容人数 ③有線・WiFiのどちらが使用されているか、有線の場合は本数 ④インターネットの使用状況（平均時とピーク時のアクセス数・通信量） ⑤建物内の配線図・アクセスポイント設置図	別紙3でお示しできる資料以外及び本市で設置した回線はありません。 建築施設の提案に併せて必要な通信設備も提案をお願いします。 なお、各施設の管理者・受託者が独自で設置した設備はありますが、受託事業の完了時に撤去される予定です。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
118	別紙 5	1	2	1)					基本設計業務提出図書一覧	「公園基本設計図」は、この上記に記載の「表紙、目次、現況図、・・・、電気系統計画図」のことを意味している思われますが、そのことがわかるように記載を修正をお願いいたします。	「公園基本設計図」を削除します。
119	別紙 6	1	2	2)					実施設計業務提出図書一覧	「建築工事工程表」とあるが、「公園基盤工事工程表」が正であれば、そのように修正をお願いいたします。	記載の誤りです。「公園基盤工事工程表」に修正しました。
120	別紙 14								施設の利用状況	駐車場についての記載がないため、1日あたりの利用台数（車種、平日・休日の内訳等）について実績値をご教示いただきたい。コロナ前（2018年度）の情報を頂けるとありがたい。	利用台数については現管理者のホームページ（ <a href="https://www.kawasaki-green.or.jp/about/activity">https://www.kawasaki-green.or.jp/about/activity</a> ）の「事業報告書」をご参照ください。なお、本市には駐車場の利用台数に関する詳細な資料はありません。
121	別紙 14								施設の利用状況	現状の公園全体の来場者数（コロナ以前、コロナ後）をご教示いただけないでしょうか。推計値でも結構です。	公園全体の来場者数は把握していません。
122	別紙 14								アリーナの各年度実績	分類で★・・・全免 ▲・・・半免 ●・・・主催事業 SD・・・スポーツデー S教・・・スポーツ教室 とありますが、金額免除の割合・選定方針についてアリーナ運営収支上の当該区分別の収支について情報を開示いただけますでしょうか。	収支は開示できませんが、減免件数は別紙14「施設の利用状況」をご参照ください。
123	別紙 14								施設の利用状況	駐車場についての利用状況の記載がございませんでした。1日あたりの利用台数についての実績値等をご教示頂けますでしょうか。可能でしたらコロナ前(2018年度分)も開示頂けますと幸いです。	No120をご参照ください。
124	別紙 14								施設の利用状況	駐車場についての利用状況の記載がございませんでした。1日あたりの利用台数（車種（一般・バス）・平日・休日の内訳等）・年間総利用台数についての実績値等をご教示頂けますでしょうか。可能でしたらコロナ前(2018年度分)も開示頂けますと幸いです。	No120をご参照ください。
125	別紙 16								陸上競技場/防火対象物点検結果報告書	直近令和4年度実施の点検における指摘事項の有無についてご教示ください。	令和4年度については、契約締結済ですが、現時点で点検は未実施（日程調整中）です。
126	別紙 19	1							等々力緑地業務実施体制	第1・2サッカー場、テニスコート1名となっておりますが他の施設は受付・整備・現場監督など役割が記載されていますが上記の施設は記載がなかった為、役割をご教示下さい。	現行の業務委託契約では、第1・2サッカー場、テニスコート、補助競技場、多目的広場を一括して委託契約を結んでいます。そのため、整備を行う場合は集中して行うため、受付（現場監督）は1名の配置となっております。
127	別紙 21								等々力陸上競技場申請手続きについて	中原区役所道路公園センターへの申請、報告については、今後はSPC・民間事業者とのやり取りでよいという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
128	別紙 28	2							利用料金施設全般	※1 別途市が設定する。提案時点では、再整備前と同一の料金で検討とありますが、他自治体の類似施設と比較し、極めて安価と思われる施設があります。※3と同様の見解として提案時に提示し、落札後の協議事項として頂くようご検討ください。	No101をご参照ください。
129	別紙 28	4							利用料金施設のコマ数の考え方	野球場について、ナイター設備完備にも関わらず、夜間帯のコマが設定されておりませんが、誤りでしょうか？	誤りのため、別紙28の資料を修正しました。